

日程第 17. 意見書第 5 号 所得税法 56 条の廃止を求める意見書

○議長 宮城清政君 日程第 17. 意見書第 5 号 所得税法 56 条の廃止を求める意見書についてを議題とします。まず本件に関し、提出者から趣旨説明を求めます。6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん それでは、読み上げて提案させていただきます。意見書第 5 号 南風原町議会議長 宮城清政殿。平成 27 年 6 月 19 日。提出者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江。賛成者 南風原町議会議員 新垣由雄、大城 勝、大宜見洋文、照屋仁士、大城毅、金城好春、浦崎みゆき。所得税法 56 条の廃止を求める意見書 上記の意見書を、別紙のとおり南風原町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

所得税法 56 条の廃止を求める意見書 中小企業は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。その中小零細業者を支えている家族従業員の働き分（自家労賃）は、所得税法第 56 条により「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」と定められており、必要経費として認められていません。これは、事業主の所得から控除される働き分が白色申告制度によることが多いためであります。その場合は、配偶者で 86 万円、家族の場合で 50 万円が控除されることになるため、家族従業者はこのわずかな控除を所得とせざるを得ず、社会的にも経済的にも全く自立が困難な状況となっています。このため、家業を手伝いたくても手伝えないことになり、後継者不足の一因ともなっています。一方、青色申告にした場合は、専従者として給与の支払いを受けることができ、必要経費と認められることになるため、同じ労働に対して大きな矛盾を生み出しています。また、民法、労働法及び社会保障の観点から見た場合に、家族従業員の人権の保障上の問題も生じています。そのため、ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では、自家労賃を必要経費として認めており、近年、わが国でも見直しを求める機運が高まっています。よって、政府におかれましては、所得税法第 56 条を早急に廃止するよう要請します。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。平成 27 年度 6 月 19 日。沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長。以上です。よろしくお願ひします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「休憩願ひます」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第 5 号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第 5 号については、委員会の付

平成 27 年第 2 回定例会 6 月 1 9 日（最終日）

託を省略することに決定しました。これから討論に行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより意見書第 5 号 所得税法 56 条の廃止を求める意見書についてを採決します。本件について可決することに賛成の方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本件は、可決されました。